

保証委託約款

申込者は、次の各事項を承服の上、申込者が表記金融機関（以下「金融機関」という。）の表記カードローン（当座貸越）契約（以下「カードローン契約」という。）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証人となる、四国保証サービス株式会社、株式会社オリエントコーポレーションまたはアコム株式会社（以下「会社」という。）を委託します。また、カードローン契約の内容について変更のあったときは、変更後内容についても保証を委託します。

第1条（保証委託）

- 申込者は、カードローン契約の連帯保証人を会社へ委託します。
- 第1項の会社の連帯保証人は、会社が所定の手続きをもって承諾の上、金融機関に通知し、カードローン契約が成立した時にその効力が生じるものとします。
- 第1項の会社の連帯保証人は、金融機関へ会社間で別途締結された保証契約の約定に基づいて行われるものとします。
- 本契約の有効期間カードローン契約の有効期間と同一となりますが、カードローン契約の取り消しが延長又は更新されるとは、本契約の有効期間も当然に延長又は更新されるものとはなりません。

第2条（保証委託契約の解除等）

- 申込者は、保証委託契約の期間がカードローン契約に定められた取り消し期間満了前において、申込者が第7条第1項各号に定める事項に抵触した場合、その他会社が必要と認められる場合は、その措置をとることができるものとします。申込者は何ら異議を述べないものとします。
- 金融機関に対し貸越極度額の変更を申し入れること。
 - 金融機関に対し貸越の中止を申し入れること。
 - 保証委託契約を解約すること。

第3条（担保の確保）

- 申込者は、申込者の資力並びに借付状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく会社に通知し、会社から請求があったときは、直ちに会社に承認した連帯保証人となり又は相当の担保を差入れるものとします。

第4条（調査及び通知）

- 申込者は、その財産、収入、経営、負債、業績等について会社から情報の提供を求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力いたします。
- 申込者は、その財産、収入、信用等を会社又は会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

第5条（保証債務の履行）

- 申込者は、申込者が金融機関に対する債務の履行を滞りしたとき、金融機関に対する債務の期限の利益を喪失したために、会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、会社が申込者に対して行われ、金融機関に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。
- 申込者は、会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込者が金融機関との間で締結した契約のほかには本契約の各条項にも拘束されません。

第6条（反社会的勢力の排除）

- 申込者は、申込者が現在、暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜及びゴロまたは特殊知能暴力集団、テロリスト等、その他これに準ずる者（以下、これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が当該債務を支払うと認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自らもしくは第三者による不正の利益を図る目的または第三者に利益を加害する目的を有すること、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に密接な関係にあることを確約いたします。
- 申込者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - 本契約および金融機関もしくは会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたり虚偽の言動を用い、金融機関もしくは会社の信用を毀損し、または金融機関もしくは会社を妨害する行為
 - その他相当する行為

第7条（求償権の事前行使）

- 申込者について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、会社は求償権を事前に行使できるものとします。(1)差押、取差押、仮処分、強制執行、競売、差押等の事由が生じたこと(2)保証債務の履行が滞り、会社は、債権者の他裁判上の解済手続きの立てがあったとき、又は清算の手續に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。(3)自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。(3)担保物件が滅失したとき。(4)被保証債務の一部で履行を滞りしたとき。(5)金融機関又は会社に対する他の債務のうち一部の期限の利益を喪失したとき。(6)会社に対する住所変更の届出を怠る等申込者の責に帰すべき事由により、会社において申込者の所在が不明となったとき。(7)第6条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第2項の各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。(8)前各号のいずれか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 申込者は、会社が前項より求償権を事前に行行使する場合には、民法416条に基づき弁済を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第8条（債権の範囲）

会社が保証債務を履行したときは、申込者は、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該債務の履行の遅りなどに基づき発生するまで、当該保証債務履行額に対し年14.6%（アコム株式会社は14.5%）の割合による延滞損害金を付加して会社に弁済します。(四国保証サービス株式会社およびアコム株式会社は1年は365日（アコム株式会社は1年は366日）と、日割で計算する。）

第9条（返済の免除）

申込者の会社が返済弁済額が本契約に基づき生じる会社に対する債権債務の全額を消滅させるに足りないときは、申込者は、会社が相当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。尚、申込者について、会社に対して本契約以外に複数の債務があるとすることも同様とします。

第10条（公正証書）

申込者は、会社から請求があるときは、直ちに公正証書に委嘱して、本契約による債務の承認及び強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要ないっさいの手續を怠らぬものとします。

第11条（費用の負担）

申込者は、会社が保証債務保全のために要した費用及び、第5条又は第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。尚、以上の費用の支払いには会社の所定の方法に従うものとします。

第12条（住所の変更等）

- 申込者は、その氏名、住所、電話番号、職業、商号等の事項に変更が生じたとき、もしくは申込者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合は、登記事項証明書を添付の上、変更の書類をもって会社に通知し、会社の指示に従います。
- 申込者は、前項の通知が滞り、又は住所変更後又は住所変更前又は住所変更後、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第13条（契約の変更）

- 保証会社は、民法の規定に従い本約款を変更することができます。
- 保証会社は前項に基づき本約款を変更する場合は、本変更内容および変更日を銀行または保証会社ホームページに掲載その他の適切な方法により申込者に通知しなければならないものとします。

第14条（管轄裁判所の指定）

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴訟係争の地にかかわらず金融機関及び会社の本社所在地または営業所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第15条（中止・解除・終了）

- 取消または会社で保証債務の不履行となし会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも会社による保証を中止し、または解約することができます。この場合、金融機関からのその旨の事前または事後の通知をもって会社に通知し伝えるものとします。
- 会社がこの保証が中止または解除されたときは、直ちに保証債務の弁済その他必要とする保証を、会社には負担がなくなります。
- 申込者と金融機関との間のカードローン契約が終了した場合は、申込者と会社の間の保証委託契約も当然に終了することとなります。この場合、申込者は、会社が保証委託書申込者あてに返却しない取扱いをしたことと異議を述べないものとします。
- 会社が債権保全に必要とするときは、申込者の住民票、戸籍簿本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。
- 申込者は、会社が債権の譲渡

第17条（債権の譲渡）

申込者は、会社が申込者に対して有する債務を第三者に譲渡されたら異議を述べないものとします。

個人情報の取扱いに関する同意書

申込者および連帯保証人（以下あわせて「契約者」という）は、借入申込（当該契約を含む。以下「本契約」という。）にあり、株式会社四国保証（以下「銀行」という）および四国保証サービス株式会社、株式会社オリエントコーポレーション、アコム株式会社（以下「保証会社」という）が下記に定めた個人情報および個人関連情報の取得・保有・利用・提供に関する事項を承認・同意します。

第1条 銀行における個人情報の利用目的

銀行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報および個人関連情報を正しく適法な手段により取り扱ひ、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1. 銀行における個人情報の利用目的

業務内容	利用目的	法令等により限定されている利用目的
<ul style="list-style-type: none">①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務②公共債・投資販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、社債業務、クレジットサービス業務等、法律により銀行が行なうことができる業務およびこれらに付随する業務③その他銀行が行なうことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱が認められる業務を含む）	<p>銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記目的で利用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため②証券取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの提供ならびに、お客さまに対し、取引情報、預り残高などの報告を行うため③本人確認資料に基づきご本人またはご家族等の信用資格やサービスのご利用資格等の確認のため④お客さまの履歴等と照らし合わせた判断等、金融商品やサービスの提供に係る適当性の確認のため⑤預金取引や融資取引等における開示管理等、継続的な取引における管理のため⑥融資の申込や継続的なご利用に際しての判断のため⑦与信事業における個人情報や加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務遂行に必要な範囲で第三者へ提供するため⑧与信事業における債権譲渡等に関し、債権の管理・回収や証券化等のために必要な範囲内で特定目的会社等に提供するため⑨お客さまとの契約や、法律に基づく権利の行使や業務の遂行のため⑩他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため⑪市場調査ならびにデータ分析やアンケート実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため⑫ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため⑬提携会社等の商品サービスの各種ご提案のため⑭各各種お取引の解約やお取引解約後の事務管理のため⑮その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑にするため	<p>特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none">①銀行法施行規則第13条の6の6により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。②銀行法施行規則第13条の6の7により、人権、信譽、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等その他非公開情報は、適切な業務遂行等の他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。

2. 保証会社における個人情報および個人関連情報の利用目的

- ①与信判断のため
- ②与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
- ③与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保の差し入れるその他の取引のため
- ④保証会社と申込者との取引および交渉経過その他の事項に関する記録保存のため
- ⑤与信にかかわる商品やサービスのご案内のため
- ⑥保証会社内部および市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

- 銀行および保証会社は、本人確認資料として提出された運転免許証等に記載の記号番号等を本人確認のため収集・利用することがあります。

第2条 個人情報の取得・保有・利用

契約者は、本契約に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む、以下同じ）を、前条に定める利用目的の範囲内で、銀行および保証会社が保証措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意します。

- ①申込書・契約書を含むに記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先（勤務先内容）、家族構成、居住状況等、申込者の属性（変更情報含む）に関する情報
- ②契約の種類、申込日、契約額（極度額）、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座番号、本契約の内容及び返済に関する情報
- ③本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の状況および履歴に関する情報
- ④契約者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等、契約者の支払能力を判断するための情報
- ⑤本契約に関し銀行が必要と認めた場合、契約者の運転免許証等に基づき、本契約を行う者が契約者であることを確認するために必要な情報
- ⑥映像、音声情報（本人の顔、音声を録音した又は光学的媒体等に記録したの）
- ⑦公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報）

第3条 銀行と保証会社等との個人情報の相互提供

(1)契約者は、本契約に係る情報を含む契約者に関する下記情報が保証会社における本申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的管理、加盟する個人信用情報機関へ提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のために、銀行より保証会社に提供されることに同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要額に関する情報等、本申込ならびに付書面等
 - ②本申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報
 - ③銀行におかけ返済履歴（借入期間・金利・返済額、返済日等本取引に関する情報
 - ④銀行には借入金残高情報、借入金の返済状況等、返済状況等、契約者の銀行における取引情報（過去のものを含む）
 - ⑤延滞情報を含む利用に関する情報
 - ⑥銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあり必要な情報
- (2)契約者は、本契約の係属情報を含む契約者に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認・保証取引の状況の確認・代位弁済の完了の確約のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびその後の管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のために保証会社に銀行に提供されることに同意します。
- ①保証会社での保証審査の結果に関する情報
 - ②保証書や保証金額等、保証会社における取引に関する情報
 - ③保証会社における保証審査情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
 - ④銀行の代位弁済済済に対する代位弁済済済に関する情報等、代位弁済済済に必要情報
 - ⑤代位弁済済済後の返済状況等に関する情報
- (3)契約者は、サービス（債権回収会社）への債権管理取組業務委託に伴い、銀行または保証会社とサービスが相互に、業務上に必要な範囲内での個人情報（家族構成を含む）を提供することに同意します。またローン等の情報は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者に移転することがあります。契約者は、その際、契約者の個人情報や当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡または証券化のために設立された特定目的会社等と提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第4条 個人関連情報の第三者取得

申込者は、保証会社が第三者から個人関連情報を個人データとして取得し、次のとおり扱取扱うことに同意します。

1. 電話接続状況履歴の取得

保証会社は、サービス提供会社から電話接続状況履歴（全国の固定電話番号および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移動電話番号など）を提供することに同意します。またローン等の情報は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者に移転することがあります。また、銀行からの個人データとして取得し、保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

2. 住所及び当該住所に所在する住居の現況に関する情報の取得

保証会社は、住所及び当該住所に所在する住居の現況（電気・ガス等の公共サービスに設備情報を含みます）に関する情報の提供を受け、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のために利用します。

第5条 個人信用情報機関への登録・利用

(1)契約者は、その個人情報（その履歴を含む）が銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関へ提携する個人信用情報機関の加盟会社によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先を含む）を調査し、また、銀行法施行規則等の法令に基づく返済能力に関する情報、ならびに株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイシーの情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関へ提携する個人信用情報機関に照会し、契約者の個人情報に登録されている場合は、それらと与信取引上の判断のために利用することに同意します。

①全国銀行個人信用情報センター（KSC）の登録情報・登録期間

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
金融機関、借入金、最終返済済済等の契約の内容および返済状況（延滞・代位弁済、強制返済済み、完済等を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその借入日の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不正確情報	第1回目不渡り不返済発生日から6か月を超えない期間 取引停止後又は取引再開後5日を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自衛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から年を超えない期間

②株式会社シー・アイシー（CIC）の登録情報・登録期間

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申込みをした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自衛等の本人申告情報	登録日から5年以内

③CICに登録する個人信用情報機関の加盟会社により利用される個人情報に関する同意書に記述の「債務の支払を延滞した事実（保証履行したの事実）を照会したの事実（債権の譲渡、契約日、契約額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年割請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等）となります。

③株式会社日本信用情報機構（JICC）の登録情報・登録期間

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証の記号番号等の本人を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
登録会員名、契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証金額等の契約内容に関する情報および入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等の返済状況に関する状況	契約継続中および契約終了後5年以内
債権回収、債務整理、保証履行、強制執行、破産申立、債権譲渡等の取引事実に関する情報	契約継続中および契約終了後5年以内 （ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から3年以内）
本人を特定する情報（氏名、生年月日、電話番号及び運転免許証等の記号番号等）並びに申込日及び申込商品種別等の申込に関する情報	当該照会日から6か月以内
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自衛等の本人申告情報	登録日から5年以内

(2)申込者は、前項の個人情報がある、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびそのホームページによって相互に提供または利用されることに同意します。

(3)前項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等とは各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行および保証会社ではできません）。

銀行または保証会社（四国保証サービス株式会社）が加盟する個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター（KSC）
主に金融機関との関係会社を会員とする個人信用情報機関
<https://www.zenginryo.or.jp/pccic/> TEL. 03-3214-5020

保証会社が加盟する個人信用情報機関
株式会社シー・アイシー（CIC）
制販販売及び貸付金業法に基づき指定信用情報機関
<https://www.cic.co.jp/> TEL. 0120-810-414または0570-666-414

株式会社日本信用情報機構（JICC）
保証会社に基づく指定信用情報機関
<https://www.jicc.co.jp/> TEL. 0570-055-955

なお①全国銀行個人信用情報センター「JICC」は相互に提携しています。

第6条 個人信用情報の開示・訂正・削除

(1)契約者は、銀行または保証会社に登録（登録とは電子計算機、フロッピーディスクに検索可能な状態にあるのとは限り）されている個人情報について、銀行または、保証会社所定の手続きにより開示する請求をすることができます。但し、銀行または保証会社は以下の場合に限り、個人情報を開示しないことがあります。

- ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③法令に基づき開示することができない場合
 - ④法令に基づき開示することができない場合
- (2)前項の開示請求により、万が一登録内容が正確ではないと認められた場合は、銀行または保証会社は速やかに当該個人情報の訂正または削除を行います。

第7条 条項の不同意

銀行ならびに保証会社は、契約者が本契約に必要な記載事項（本申込書で契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意書条項の内容の全部または一部に同意できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第8条 契約の不成立

契約者は、本契約の不成立の場合であっても、本契約に係る申込みをした事実は、第1条、第2条および第3条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、その以外に利用されることがありません。

第9条 条項の変更

本同意書条項は個人情報保護に関する法律に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第10条 お問合せ窓口

本同意書条項に関するお問合せおよび第6条の個人情報の開示・訂正・削除の請求のお申出しは、銀行または保証会社のお問合せ窓口とします。

- (四国銀行のお問合せ窓口)
お客さまサービスセンター
〒780-8605 高知市南はりまや町1-1-1 TEL. 088-823-2111
- (保証会社のお問合せ窓口)
四国保証サービス株式会社 お客さま相談窓口
〒780-0823 高知市菜園町1-21 TEL. 088-885-5300
株式会社オリエントコーポレーション お客相談窓口
〒102-8503 東京都千代田区麹町5-2-1 TEL. 03-5275-0211
大阪お客様相談センター TEL. 06-6263-3201
- アコム株式会社 お客さま相談センター
〒100-8307 東京都千代田区区内の2-1-1明治安田生命ビル
TEL. 0120-036-390